第二十一条第一項	追加項目	変分追加項目
第二十一条第一項各号及び第二十二条第一項各号	第八条	法第十八条第一項の規定により認可を受けた託送供給等約款（第二十五条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）で設定した料金を算定した際に第八条
第二十一条第一項各号	第四条	法第十八条第一項の規定により認可を受けた託送供給等約款（第二十五条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）で設定した料金を算定した際に第四条
第二十二条第一項	貸方）	貸方）のうち額が変動するもの
前条第一項	料金収入	料金収入の変動分

第二十六条の二　法第十八条第一項の規定により託送供給等約款で設定した基準託送供給料金を第二十五条第二項第二号に掲げる割引額の変動額を基に変更しようとする一般送配電事業者にあっては、第三条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に基準託送供給料金を算定することができる。

2　第三条から第二十五条までの規定は、基準託送供給料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、第三条第一項中「将来の」とあるのは「一般送配電事業者の実情に応じた」と読み替えるものとする。

（変動額認可料金の算定）

第二十六条の三　一般送配電事業者は、法第十八条第一項の規定により同項の認可を受けた託送供給等約款（法第十八条第五項又は第八項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を次に掲げる変動額を基に引き上げようとするときは、第三条から前条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に引き上げようとする託送供給等約款で設定する料金を算定することができる。

一　賠償負担金相当金の変動額

二　廃炉円滑化負担金相当金の変動額

三　賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金以外の営業費（託送供給等約款で設定する料金を算定する際に送配電関連可変費として整理されたものに限る。次項第三号において同じ。）の変動額（外生的要因による減額に限る。次項第三号において同じ。）